

国家戦略特区 WG による規制改革の提案の具体化のための助言

申込表

地方公共団体名：松本市

担当者氏名：

連絡先：

① 今回の提案に当たって、特に重視したポイント、前回（4月）から追加、変更ポイントなどを、以下に記載してください。

- ・松本市がなぜスーパーシティを目指すのか明確にしました。
- ・前回もマイナンバーカードを利用したデータ連携を提案しました。その後のデジタル改革関連6法案の成立、デジタル庁の設置、マイナンバーカードの健康保険証利用開始を踏まえ、マイナンバーカード関連の規制・制度改革を新たに追加しました。
- ・新たに追加したのはマイナンバーカード関連項目だけです。「100%カーボンニュートラルな自立分散型まちづくり」および「サステナブルな医療・福祉・健康づくり」分野については大きな変更はございません。

② 特区 WG の場において、特に、有識者から助言等を依頼したい項目（3～5項目程度）を、以下に記載してください。

提案名	項目
① マイナンバーカードの徹底活用（新規）	マイナンバーカード交付時における本人確認をオンラインでできるように緩和
② マイナンバーカードの徹底活用（新規）	マイナンバーカード券面への性別記載廃止
③ 異周波数エリア間の電力融通（継続）	電気自動車からの出力制限の緩和

④ 有識者の助言等に当たって、特に依頼したい事項を、以下に記載してください。（自由記載）

<送付先・お問い合わせ先>

・内閣府 地方創生推進事務局

・電話：03-5510-2463 ・メールアドレス：g.super-city.i9e@cao.go.jp

# 松本市のスーパーシティ構想

コロナショックからの再起動

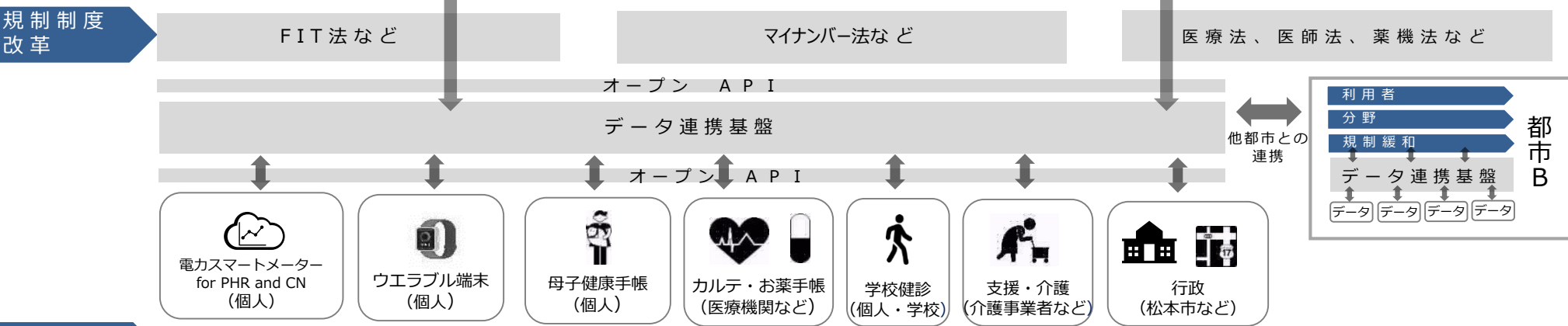
～マイナンバーカードで地球と市民のいのちを守る～



# コロナショックからの再起動～マイナンバーカードで地球と市民のいのちを守る～ スーパーシティ概要

**利用者** 市民、医療機関、介護施設、薬局、大学、企業、松本市など

**分野** エネルギー 移動 医療・介護 支払い 防災 行政



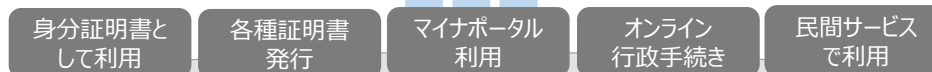
**ファイナンス原則** 民間事業者：防災以外の全ての先端的サービスなど + 松本市：データ連携基盤年間保守費+防災 + 国：関係府省庁の集中支援

マイナンバーカードの取得・利活用において障害となっている規制・制度を見直し、カードをデジタルインフラとする。

## 先端的サービスの実現



## 将来、想定されるサービスの利用促進



## 既存サービスの定着



カード交付時における  
本人確認方法のオンライン化

カード券面への  
性別記載廃止

整骨院等における  
カードの健康保険証利用

## マイナンバーカードの徹底活用



マイナンバーカードを徹底的に活用するために「広範かつ大胆な規制・制度改革の提案」として、以下の3項目を新たに追加しました。

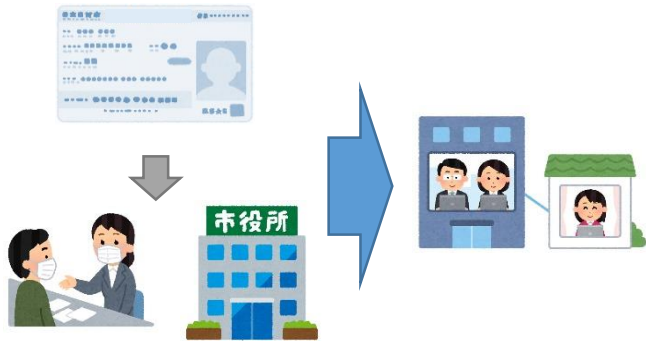
- ①カード交付時における本人確認をオンラインでできるように緩和
- ②カード券面への性別記載の廃止（運転免許証のように）
- ③整骨院等におけるマイナンバーカードの保険証利用

## 1 カード交付時の本人確認をオンライン化するメリット

本人が窓口に来られない場合でも交付が可能となります。**カードの取得促進**につながります。

現行制度

提案



本人確認方法がアナログ的

オンラインで本人確認が可能になる。

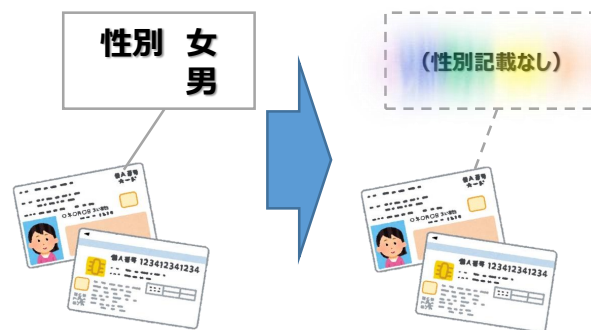
本人確認時は、本人が本人確認書類を遠隔地から画面に映し、交付窓口と代理人が画面を確認することで、なりすましを防止する。

## 2 カード券面の「性別」欄の廃止メリット

性同一性障害等への配慮。**カードの取得促進・利用促進**につながります。

現行制度

提案



カード券面とICチップ内に性別情報

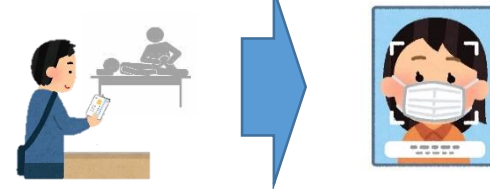
運転免許証と同様に券面の性別記載欄を廃止  
性別情報はICチップ内に持つ。

## 3 整骨院等におけるマイナンバーカードの保険証利用のメリット

先端的サービスとして、病歴、薬歴、健康診断情報等のPHR(パーソナルヘルスレコード)をデータ連携します。

現行制度

提案

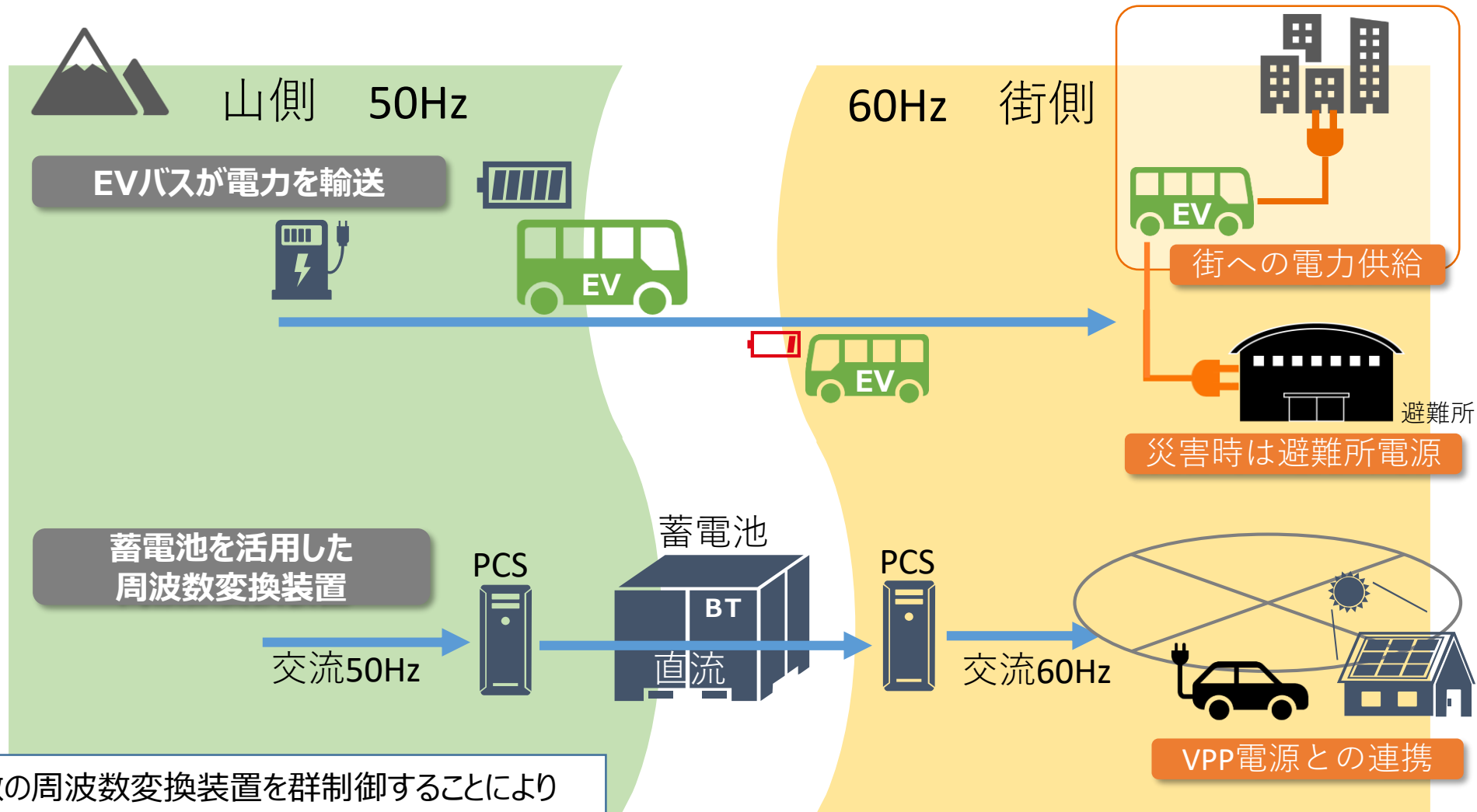


整骨院、接骨院、鍼灸院などでは、健康保険証利用はできるが、マイナンバーカードの健康保険証利用はできない。

医療機関や薬局と同様にマイナンバーカードの保険証利用環境を整える。

# 異周波数エリア間の電力融通

- 「再生可能エネルギー資源が豊富な山側」と「エネルギー需要の高い街側」で電力の周波数が違うため、山側で作ったグリーン電力を街側に供給することができない。
- 電気バスや蓄電池を活用した周波数変換装置で異周波数エリア間の電力融通を実現



複数の周波数変換装置を群制御することにより  
本州東西間の電力融通拡大にも寄与

# なぜ、スーパーシティを目指すのか

2020年

コロナ禍によってデジタル化の惨状が浮き彫りに

2021年～

**コロナショックからの再起動**

**～マイナンバーカードで地球と市民のいのちを守る～**

(強み2分野×規制改革 = 世界に先駆けるビジネス環境の創出)

再エネ電源  
(太陽光)  
(小水力)  
(地熱)

再エネ分野

100%カーボンニュートラル



地球と市民の  
いのちをまもる

地域医療・福祉DX



医療体制  
(人口あたり医師数)  
(H28PHR報告書)  
(松本ヘルス・ラボ)

医療介護分野

マイナカード = デジタルインフラ



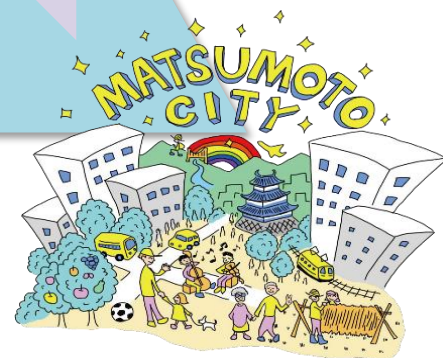
**次のパンデミックへの備え**

2030年

PHR参加 **60%** 公金受取口座登録 **90%**

～2050年

カーボンニュートラル **100%**



# 新たな規制・制度改革の提案（マイナンバーカード） Ⅱ②「広範かつ大胆な規制・制度改革の提案」に関する事項

No	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制制度改革のために提案する新たな措置の内容	⑦参考資料がある場合は、その有無
1	マイナンバーカードの徹底活用	マイナンバーカード交付時における本人確認をオンラインでできるように緩和	・取得の足かせを外すことでマイナンバーカードの取得を促進する。	【15歳未満】「個人番号カード顔写真証明書」に法定代理人が必要事項を記載し、持参。 【高校・大学生】学生証を持参。（コピー不可） 【施設入所者】「個人番号カード顔写真証明書」に施設長が必要事項を記載し、持参。 【自宅介護者】代理申請が実質困難。	個人番号カードの交付等に関する事務処理要領 第4-3	本人の来庁が困難な場合、スマートフォン等を使ったオンラインによる本人確認を可能とする措置	あり
2		マイナンバーカード券面への性別記載廃止（運転免許証のように）	・取得および利用の足かせを外すことでマイナンバーカードの取得および日常利用を促進する。	「個人番号カード」の記載必要事項の一つに「性別」が含まれている。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第2条第7項	第2条第7項の記載必要事項から「性別」を削除	
3		整骨院等におけるマイナンバーカードの健康保険証利用	・利用の足かせを外すことでマイナンバーカードの取得および日常利用を促進する。	令和3年10月より開始のオンライン資格確認において、整骨院、接骨院、鍼灸院、あんま・マッサージ施術所、訪問看護ステーションは対象外となっている。	・健康保険法第3条第13項 ・地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第23条 ・保険医療機関等向け医療提供体制設備整備交付金実施要領第1	整骨院等におけるマイナンバーカードの健康保険証利用を可能とする措置	



No	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	⑦参考資料がある場合は、その有無
1	再生可能エネルギーの導入促進	高圧系統へのN-1電制による再エネ接続	系統の空容量のない地域において、より多くの再エネ電源を接続することができる	N-1電制は特別高圧系統のみ適用	電気事業法第28条の40第3号及び第28条の45に基づく「送配電等業務指針」第55条	高圧系統へのN-1電制による再エネ接続を可能とする措置	なし
2	異周波数エリア間の電力融通	電気バスによる電力融通	電気バスには一般EV車より大きな蓄電池を搭載しており、より効率的に給電できる	電気自動車等の出力は、機器の能力に関わらず10kW未満に制限されている	電気設備の技術基準の解釈第199条の2	電気自動車からの出力制限の緩和	なし
		60Hzエリアに電力融通するための蓄電池からの売電	東西周波数の境界に位置する場所において、低コストで事業展開できることから、東西電力融通を強化することができる	蓄電池設置の認定の時期や計量器の位置によっては、蓄電池からFIT電源として売電できない場合がある	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第5条第2項第5号ロ	固定価格買取制度の下で蓄電池を介した売買電を可能とする措置	なし
3	仮想発電所(VPP)の導入	太陽光発電+蓄電池+EVをVPPで制御	電力負荷の平準化を図ることで、電力の安定供給に寄与する	蓄電池設置の認定の時期や計量器の位置によっては、蓄電池からFIT電源として売電できない場合がある	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第5条第2項第5号ロ	固定価格買取制度の下で蓄電池を介した売買電を可能とする措置	なし